



令和5年度

P T Aのしおり

広島市立南観音小学校 P T A

広島市西区南観音六丁目5番45号

は じ め に

この「PTAのしおり」は、私たち南観音小学校
PTAの活動を会員の皆さまに、より一層ご理解い
ただくために発行したものです。

ご一読いただきますと共に、会員一人一人の自覚
ある参加を、よろしくお願い申し上げます。

学校の教育目標

「自ら学び、心豊かに生きる児童の育成」

PTAの基本方針

「保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域における、児童の
幸福な成長をはかること、及び会員相互の親睦と教養を高める」と
いう精神を生かし、皆で参加できるような魅力あるPTA活動に
しようと努力しています。

南観音小学校 校友歌

1. ぐんぐん伸びる 青い芽は
 どんなことにも 負けないで
 大きくなろう まっすぐに
 学ぼう学ぼう ぼくらの学校
 みなみかんおん 小学校
2. ぐんぐん伸びる 強い根は
 しっかり大地を ふみしめて
 つぎの時代を つくるもの
 学ぼう学ぼう ぼくらの学校
 みなみかんおん 小学校
3. ぐんぐん伸びる 木の枝は
 豊かな木の実を みのらせて
 大きくなろう まっすぐに
 学ぼう学ぼう ぼくらの学校
 みなみかんおん 小学校

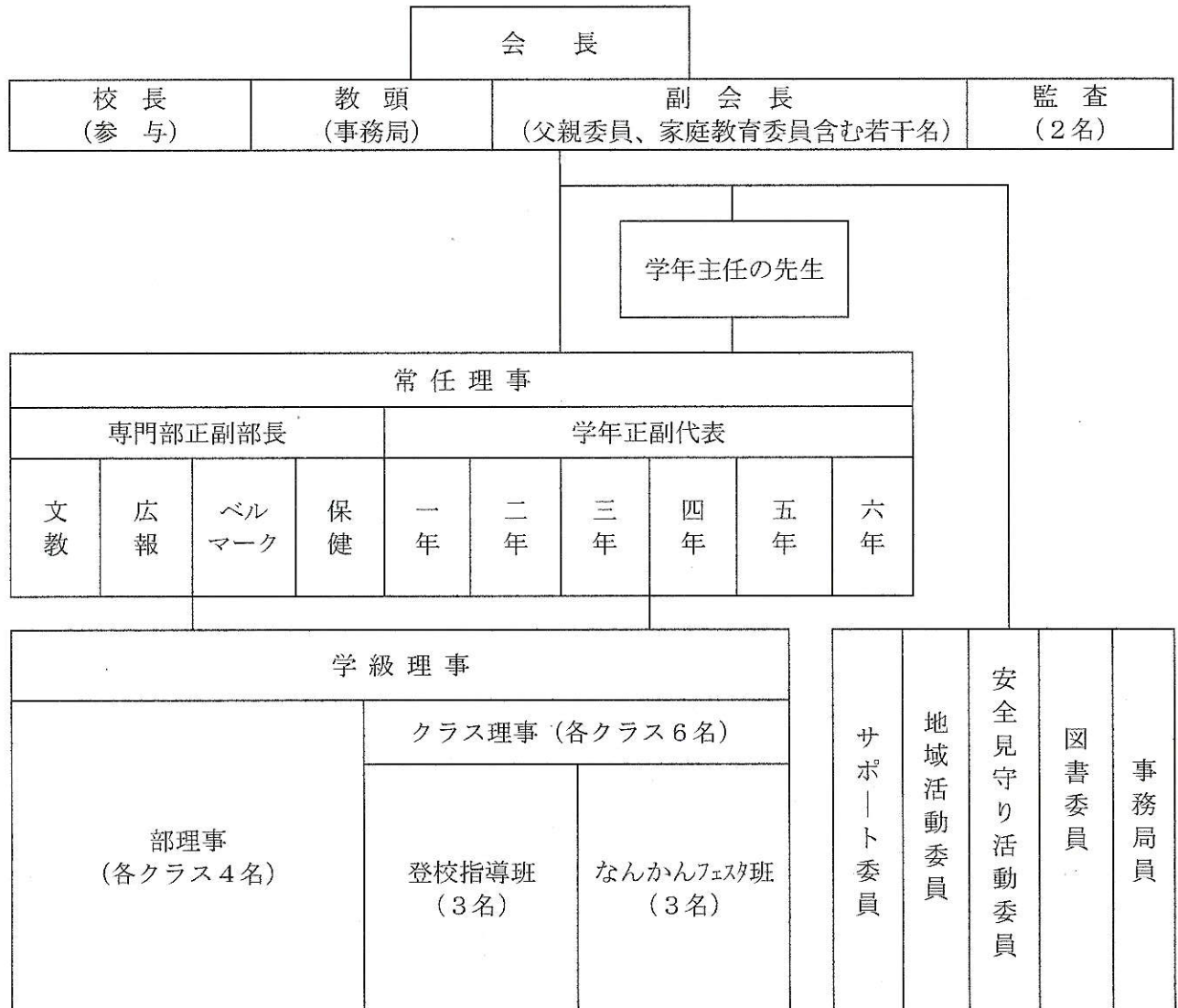
学校のあゆみ

本校は学校制度（明治5年）ができた翌年の明治6年観音沖村新開に「信成舎」として創立され、児童数、男子30人・女子11人・先生1人で始まったものです。

以後、時勢の推移につれて校名・組織に変遷はありましたが、施設の拡充に伴い教育の内容も、年とともに充実発展し、令和4年には創立150周年を迎えました。

明治	6年	観音沖村新開に「信成舎」としてはじまる
	9年	天満小学校と校名をかえる
大正	13年	観音尋常小学校と校名をかえる
昭和	16年	広島市観音国民学校と校名をかえる
	20年	原爆投下により校舎は全焼する
	23年	校舎（教室12 給食室）新築される
	23年	P T A発足
	24年	広島市立南観音小学校と校名をかえる
	29年	校旗の入魂式を行う
	32年	講堂新築落成
	48年	創立100周年記念行事を行う
	55年	プール改修落成式
平成	1年	体育館完成
	3年	渡り廊下完成
	4年	創立120周年記念行事を行う
	6年	タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う タイのプラチャニウエット小中学校を訪問し交流を行う
	8年	タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
	11年	タイのプラチャニウエット小中学校を訪問し交流を行う タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
	14年	タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
	15年	創立130周年記念行事を行う 広島ユネスコ活動奨励賞受賞
	16年	タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
	17年	タイのプラチャニウエット小中学校を訪問し交流を行う
	18年	タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
	19年	2学期制導入
	22年	タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
	25年	創立140周年記念行事を行う タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
	26年	タイのプラチャニウエット小中学校を訪問し交流を行う
	28年	タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
	30年	タイのプラチャニウエット小中学校が来日し交流を行う
令和	2年	世界で新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）が流行 感染拡大防止の為1年間PTA役員活動中止の措置を取る
	5年	創立150周年記念式典を行う

P T A の 組 織 図



- ※ 各学級よりクラス理事6名(登校指導班3名、なんかんフェスタ班3名)専門部理事4名、安全見守り活動委員、地域活動委員、サポート委員若干名、図書委員1名を選出します。
長子のクラスで役員を担当します。
- ※ 学年ごとにクラス理事より代表1名、副代表1名を選出し、常任理事として活動していただきます。
(登校指導班より1名、なんかんフェスタ班より1名選出)
- ※ 専門部ごとに全学年の部理事より代表1名、副代表1名を選出し、常任理事として活動していただきます。

- ※ 常任理事会は校長・教頭先生の出席をいただき年に5回程度開催しています。
- ※ 父親委員は男性会員より選出され、その他男性会員は「おやじの会」に属し、父親委員をサポートしていくものとする。
- ※ 事務局員とは、三役(会長、副会長、監査)のOBで小学校に在籍する児童の保護者をいい、会長要請のもとPTA活動のサポートを行うものとします。

P T A活動の紹介

P T A活動には、全体（全員）で取り組む行事、専門部で取り組む活動があります。学校行事の補佐も含め、年間を通じて円滑に行事が行われるように協力し合い活動します。

◎ P T A全体で取り組む行事

（１）登校指導

「おはよう月曜日」と題してクラス単位で月曜日の朝、行います。全保護者が１人の子どものつき１回（２人の場合は２回）担当します。児童の交通安全、不審者対策と同時に挨拶や声かけを通し、地域の子どもの目としてみんなの目で温かく育んでいこうという目的です。

（２）ときめき ふれ愛 なんかんフェスタ

「町ぐるみのふれあいの場」をテーマに毎年後期に行っています。日用品や食品販売、地域団体によるゲームなど盛り沢山の内容で毎回大盛況です。お手伝いを全保護者にお願いしています。

（３）校内清掃活動

学校と保護者・児童そして地域の方々と一緒に校内の掃除を行います。

（４）地域パトロール

学校・保護者・地域が一体となって、「子どもの危険防止・不審者への抑止効果」を目的としています。緑の『カバン札』を全保護者へ配付しカバンに装着。学校への送り迎え、買い物や散歩の途中など、〇〇しながら活動の取り組みをしています。

*毎月２２日は子ども安全の日です。

（５）地域活動への参加

子ども達は登下校の見守りなど地域の方々の支えのもと、成長させていただいております。P T Aとして地域と連携をとることで子ども達の健やかな成長に繋がるものと考え、地域行事のお手伝いや校外で開催される講演会等へ参加しています。

《活動例》地域清掃活動・ウォーキング大会・西区青少年健全育成大会 他

◎専門部の活動

(1) 文教部

- ・学校主催の子育て講演会に出席します。
- ・学校行事補佐
参観日当日の駐輪場整備を行います。

(2) ベルマーク部

児童が持参したベルマークをクラスごとに集計し、児童や学校に役立つ物品を購入しています。

《購入例》ドッジボール・組立式テント・一輪車・竹馬・太鼓・跳び箱、トランプ 他

(3) 広報部

年2回PTA新聞を発行します。学校行事・児童の活動・PTA行事などを紹介した新聞作りをしています。

(4) 保健部

- ・学校行事補佐
運動会の運営に協力し、当日は駐輪場整備と会場の警備を行います。
なんかんフェスタ開催時の会場の警備とごみの管理をします。

◎有志によるサークル活動

・マザーテリングの会

毎週水曜日の朝、各クラスで絵本の読み聞かせを行います。
読み聞かせた本の情報発信として、壁新聞や感想をまとめたものを作成します。

・バレーボール大会選手

毎年「西区PTA親善バレーボール大会」へ出場します。
5月から7月の大会まで毎週木曜日に練習を行います。
女性だけでなく男性も参加できます。

・おやじの会

父親会員の交流の場です。
運動会では会場警備・駐輪場整備・テントの片付けなどを手伝います。
年に1回主催イベントを企画・運営します。
なんかんフェスタではプチヌードルの販売を手伝い、子ども達参加型のコーナー企画・運営をします。

・ナンプラの会

南観音小学校では広島アジア大会（1994年）よりタイ大国プラチャニウエット校と直接学校交流を行っています。
定期的開催されるタイ交流のサポートを行います。

P T A会則

第1章 名 称

第1条 本会は、南観音小学校P T Aと称し、南観音小学校内に事務所を置く。

第2章 目 的

第2条 本会は、下記の諸項を目的とする。

1. 学校、家庭及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 民主主義に対する理解を深め、これを増進する。
3. 保護者に対し、成人教育を盛んにし、家庭生活及び社会生活の水準を高める。
4. 家庭と学校との連絡を密にする。
5. 保護者と教員と地域社会の協力を促進する。
6. 学校教育的环境の整備をはかる。
7. 学区における社会教育の振興をはかる。

第3章 会 員

第3条 本会の会員は、南観音小学校に在籍する児童の保護者または、それに代わる人及び南観音小学校に勤務する校長、教職員とする。

第4章 組 織

第4条 本会は、その目的を達する事業を行うため、下記の各部・各学年があり、部理事会・学年理事会をもうける。

・文 教 ・広 報 ・ベルマーク ・保 健 ・学 年

第5章 会 計

第5条 本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄附金を以て支弁する。

会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合、ならびに会費または外部の者に対し寄付を求める場合には、総会の承認を得なければならない。

第6条 本会の会費は、1 か月 1 児童につき 2 0 0 円とする。

第7条 本会の会費は、会員による月額納入にする。

第6章

第8条 本会の役員及びその任務は、次の通りとする。

1. 会長1名 本会を代表し会務を司り、全ての会議の司会をする。
2. 副会長は、会長不在の場合には代理をつとめる。
3. 庶務は、副会長が当たり、会議の議事を記録し各種の会合について、通知しその他庶務に当たる。
4. 会長は本会のすべての金銭の収入・支出を記録し、総会において監査を経た決算報告をし、予算の編成をする。
5. 監査2名 本会の会計を監査する。
6. 参与は学校長とし、本会のあらゆる会に出席することができ、本会の活動の推進のために援助する。
7. 顧問は、本会のために、永年にわたり貢献した元PTA会長であり、会長がこれを委託する。
8. 常任理事は、会務の企画運営及び、緊急事項の協議に当たる。
9. 理事は、会務の協議に当たる。

第9条 役員の任期は下記の通りとする。

1. 会長・副会長の任期は3か年とする。引き続きつとめることもできる。
2. 監査の任期は1か年とする。
3. 常任理事の任期は1か年とし、原則一家庭1回とする。また、次期役員選考まで会務に当たる。

第10条 役員の選出は、下記の通り行なわれる。

1. 会長・副会長・監査は、前年度役員により推薦され、常任理事会及び総会の承認をうける。
2. 庶務・会計は、会長がこれを委託する。
3. 理事は、学級ごとにクラス理事6名、部理事4名、安全見守り活動委員若干名、地域活動委員若干名、図書委員1名、サポート委員若干名を長子クラスよりそれぞれ選出する。
4. 各学年の正副代表、各部の正副部長は新年度最初の学年理事会・部理事会において選出され、総会において承認をうける。
5. 役員は、小学校に在籍する児童の保護者または、それに代わる人でなければならない。

第7章 会 議

第11条 会議は下記の通りとする。

1. 総会は年1回これを開き会務の報告、会則の制定・改廃。その他必要と認める事項を議決する。

ただし、会則の制定、改廃については、4月に遡り実施できる。

2. 常任理事会において必要と認めた時は、随時総会を開くことができる。

3. 理事会は会長がこれを招集し、役員の選出、その他必要と認める事項を議決する。

4. 常任理事会は会長がこれを招集し、会務の企画運営・緊急事項、その他必要と認める事項を議決する。

第12条 議事は出席者の過半数を以て決する。

第8章 表 簿

第13条 本会には、下記の表簿を備える。

会則 役員名簿 公文往復綴 議事録 会計簿 領収書綴 備品台帳

第9章 付 則

第14条 本会則は、昭和48年5月18日より実施する。

本会則は、昭和53年5月18日より実施する。

本会則は、昭和55年5月19日より実施する。

本会則は、昭和57年5月18日より実施する。

本会則は、昭和58年5月18日より実施する。

本会則は、昭和61年5月20日より実施する。

本会則は、昭和62年5月20日より実施する。

本会則は、平成4年2月8日より実施する。

本会則は、平成5年5月22日より実施する。

本会則は、平成7年5月20日より実施する。

本会則は、平成8年5月18日より実施する。

本会則は、平成10年5月16日より実施する。

本会則は、平成16年3月10日より実施する。

本会則は、平成21年3月4日より実施する。

本会則は、平成24年3月7日より実施する。

本会則は、平成26年3月5日より実施する。

本会則は、平成28年3月2日より実施する。

本会則は、平成29年3月1日より実施する。

本会則は、平成30年3月7日より実施する。

本会則は、令和2年3月4日より実施する。

本会則は、令和3年4月7日より実施する。

本会則は、令和5年4月1日より実施する。

慶弔規定

1. 児童・児童の保護者・教職員が死亡した時は下記のように供料を贈る。

	供物および香典	弔辞
児 童	花輪又は生花・弔電 香典 10,000円	弔辞 校長 教職員 学級児童 (校長 贈) 会長 常任理事 学級理事
会 員 (父母・保護者)	花輪又は生花・弔電 香典 10,000円	校長 教職員 児童代表2名 会長 常任理事 学級理事
教職員	花輪又は生花・弔電 香典 10,000円	弔辞 校長 教職員 児童代表 (校長 贈) 会長 常任理事 学級理事
教職員の配偶者・子 実父母および同居の父母	花輪又は生花・弔電 香典 10,000円	校長 教職員代表 会長 常任理事
児童の兄弟姉妹	弔電 香典 10,000円	校長 教職員代表 会長 常任理事

2. 葬儀参列については学校側と協議の上、判断するものとする。
3. その他、緊急の場合は会長・副会長で協議し、決定する。
4. この慶弔規定は、昭和49年5月より実施する。
5. 昭和62年9月一部改正する。
6. 平成3年9月一部改正する。
7. 平成6年5月一部改正する。
8. 平成11年6月一部改正する。
9. 平成21年3月一部改正する。
10. 平成28年3月一部改正する。
11. 平成30年3月一部改正する。
12. 令和3年3月一部改正する。
13. 令和5年4月一部改正する。



発行：広島市立南観音小学校PTA